

能登半島地震視察報告

1. 実施日

平成19年5月26日(土)～27日(日)

2. 参加者

伊藤座長、松原委員、室崎委員(26日のみ)、福和委員(27日のみ)
内閣府

3. 主な視察先と意見聴取者

(1) 穴水町

穴水町役場(町役場内会議室で意見交換、被災者相談窓口を視察)

意見聴取者：石川町長、大霜副町長、湯口参事、菅谷健康福祉課課長補佐、中島健康福祉課係長、高島富士常葉大学大学院災害防災研究室准教授

穴水駅前周辺地区(大町地区)被災状況視察

被災者との懇談(大町地区「心のケアハウス」で懇談)

(2) 七尾市

七尾市役所(市役所内で意見交換)

意見聴取者：武元市長、永井総務部長、平野環境安全課長、田尻建築住宅課長、原田環境安全課主幹

(3) 輪島市(5月27日)

輪島市役所(門前総合支所内会議室で概況説明)

説明者：山口門前総合支所長

門前町(総持寺通り周辺地区・道下地区・深見地区)被災状況視察

被災者との懇談(門前町道下地区仮設住宅内集会所で懇談)

輪島市役所(市役所内会議室で意見交換)

意見聴取者：梶市長、谷口総務部長、西見災害復興支援室長、加藤総務課主事

ふげしまち
鳳至町周辺被災状況視察

(4) 石川県(全行程に同行)

石川県奥能登総合事務所(事務所内会議室で意見交換)

意見聴取者：桶屋危機管理室危機管理監、大垣危機対策課担当課長、岡本危機対策課主事

4. 意見・要望等の項目（書面、口頭による）

(1) 市・町との意見交換

- ・ 支援制度運営システムソフトの構築
- ・ 災害直後の経験者専門チームによる支援
- ・ 住宅本体への支援
- ・ 収入・年齢要件の見直し
- ・ 対象を半壊まで拡充
- ・ 同一町内への移転も対象とする要件拡充
- ・ 住宅再建しない場合の解体撤去費を対象とすること
- ・ 生活関係経費と居住関係経費の区分撤廃
- ・ 大規模半壊世帯に生活関係経費を支給
- ・ 全壊世帯の補修を対象とすること
- ・ 所有者と居住者の関係の緩和（・親子間での借家の取扱い ・大家への支援）
- ・ 町会が管理する施設への支援
- ・ 生活関連経費を所得に応じて一律に支援
- ・ 解体費の支援内容の統一（使い勝手が悪い）
- ・ 高齢者は再建が難しい
- ・ 制度が複雑で難しい
- ・ 被災時に収入はないが対象外

(2) 被災者との懇談

- ・ 収入要件の撤廃
- ・ 収入の捕捉時期についての配慮（退職したが年金受給年齢に達していない）
- ・ 同一町内での再建も対象とすること
- ・ 親戚の家を借りた際の礼金を対象とすること
- ・ 個人仮店舗への支援
- ・ 情報の一元化を図ること
- ・ 近隣団体との支援の差をなくしてほしい

(3) 県との意見交換

- ・ 住宅本体を対象にしてほしい
- ・ 年齢・所得要件の緩和
- ・ 住宅兼店舗等の店舗を対象にしてほしい
- ・ 低所得の高齢者が活用しにくい
- ・ 解体撤去費は従前の土地に家を再建しなければ対象とならず活用しにくい

5 . 議事概要（被災者生活再建支援法に直接関係する部分）

1) 穴水町との意見交換

委員： 被災者の住宅に現状と今後の見通しはいかがか。

穴水町： 応急修理については、災害救助法、支援法を使い分けて、併給している。窓口は一本化している。

仮設住宅に入っていない人は、親戚の家に避難している。

今後、家を建てる人もいると思うし、子どもが近くにいればそこに住む人もいると思う。しかし、このような地方に住んできた高齢者が、都会に出て暮らすのは難しいと思う。

公営住宅は、集合住宅より個別の住宅がよいと思う。

店舗兼住宅が多く、店舗が再建できないと住むこともできず、復興が進まない。

委員： 高齢者が建て替える住宅は、元のような大きな住宅ではなく、小さな家でもよいとも思う。また、被害を受けていない土蔵を改造して住むというのも考えられる。

委員： 商店街の復興ということで、住宅への支援と商業に対する支援を組み合わせると街が復興してくると思うが、どうお考えになっているのか。

穴水町： 被災者のやる気をどう引き出すかが課題だと思う。復興ボランティアの方々が長期で携わってくれればありがたい。

委員： 要望にあるように支援チームは大事だと思う。阪神とか新潟とかで活動した人たちが応援に来るという仕組みができあがればよいと思う。被災者への支援と役所への支援、両方とも大事だと思う。

穴水町： 是非そうしていただきたい。

委員： 生活支援について、例えば、災害時に国がいろいろと使い道を決めて1億5千万円差し上げるのと、1億円くらいになるが、その使い道については自治体がいろいろ考えて、自由に使ってもよいというお金、どちらがよいのか。

穴水町： 自治体に任せていただいた方がよいと思う。

こういった小さな町だと職員も住民もみな顔見知りである。生活事情もよくわかっているから、そういった自由に使えるお金があれば、有意義に使うことができると思う。

委員： 居住関係経費要件の緩和、解体撤去費の支給要件緩和についての具体例を教えてください。

穴水町： 被災地は河口地域に形成した地域である。地震で堤防が崩れた河川が近くにあり、こわいので、別の場所へ移住したいという被災者がいた。

危険箇所であれば、別の場所も認められるがその判断が難しい。厳しい条件設定がなされているため、我々が勝手に緩和することができない。

委員： 解体撤去費については本人が建て替えをしなければもらえない。

穴水町： 自分の家が壊れたから子ども世帯の家に住んでも何の支援もない。民間賃貸住宅を借りれば支援があるのにおかしい。現行制度は何のための支援策なのかわからない。世帯として考えるようにしないとだめだと思う。

2) 穴水町被災者との懇談

被災者： 国から 300 万円支給されることを知って大変ありがたい話だと思ったが、ほとんどが該当しなかった。

全壊、半壊については、収入を考慮しないでいただきたい。収入に関係なくどれも同じ住宅である。支援制度の適用の際に 2 年前の収入が考慮されるということであった。そうではなく、罹災当時の収入を見てほしい。ある世帯では、2 年前の収入は、夫婦併せて 800 万円を超える。しかし、実際は、昨年退職したものの年金が支給されず、収入は 0 だった。なんとか家を建てることはできたが、先の見通しができない状況だ、ということである。子どもが近隣にいるが、再建を自力で行うことは不可能である。

住居の建て替えに関しては、国と県の支援は、元の土地に建て替えないといけない。しかし、穴水町の商店街は、間口が狭くて奥行きが広い。商店街の復興計画に伴う道路の拡張で元の場所に家を建てられない住民が出てくる。こうした住民に対しては、同じ町内への移転に対しても支給を認めてもらいたい。

被災者： 隣の輪島市では、解体費を全額補助することを決めた。穴水町も大丈夫かといった情報が錯綜し混乱があった。国や市が情報を一元化する必要があるのではないだろうか。支援策についても、自治体ごとに行うのではなく、国や県の一元化した指導が必要なのではないだろうか。

震災の当日から親戚の家に避難しているが、仮設住宅に避難した住民は、家賃を無料にしている。避難先の親戚にも支払えるような支援はないのだろうか。持家からアパートへ移住した住民に対しても支援する制度はないのだろうか。

他の市町村では、町おこしとして空家対策をしているが、震災後に急遽使用できるような法制度がないのか。

委員： 高齢者の方の再建はどれくらい進んでいるのか。また、仮設住宅にお住まいの方は、皆ほぼ同地域にお住まいだったと思うが、それぞれ再建のプランは違うと思う。どのくらいの条件なら移動してもよいのか、もしくは動きたくないと思っているのか、動かざるを得ないと思っているのかなど、動くわけにはいかないなどの事情も含めて、そのあたりの意思について伺

いたい。場合によっては、老人ホームへの入居といった選択肢もあると思う。移動に対する許容感や抵抗感についてお気持ちを伺いたい。

被災者： 自分で家を建て替える住民はおそらく半分以下ではないだろうか。半分以上の方は、子どものところへ移住したり、施設に入るといった話をしている。私は、できれば現在の場所で再建したいと思っているが、息子は、家を建てるなら金沢市内でも良いではないかと言っている。確かに家を建てるのに同じお金がかかるなら、それもそうだと思う。中にはこのように考えて転出する住民もいると思うし、確実に人口が減っていくのではないだろうか。

このほか、いろいろな情報が国や県や町から来る。情報の一元化を図ってほしい。

また、収入によって支援の差があるのが理解できない。

市町村間で支援の格差が生まれているように思える。なるべく格差が生まれないように国や県からの保障を手厚くしてほしい。

被災者： 年金暮らしの義理の母親が被災した。年金は年間 170 万くらいである。収入のある人は、再建が比較的容易だと思うし、生活設計もできると思う。しかし、収入が少なく、高齢者では、新しい土地に移住してもコミュニケーションがとれない。高齢者は順応能力がないので、馴染みのある場所で暮らしていけるような支援が大事である。現在あるものを活用して、負担のないような生活を送れるような方法が必要だと思う。例えば、再建が難しい高齢者の場合、土地を担保に公営住宅に住めるようなシステムがあるとよいのではないか。生活にかかるお金はなるべく使いたくないので、今持っている土地を活用した支援の方法がないだろうか。

家は壊れても土地はある。その土地に町営住宅を建ててくれればよい。

被災者： 用途に関する制限が多く、使い勝手が悪い。災害時における支援金の用途については、自治体に任せて、住民が活用できるシステムをつくってほしい。道路の復旧・拡幅も自治体に任せればよい。いろいろと難しいことを言われてもしょうがない。要するに一切合切自治体に任せてしまえばよいと思う。

委員： 先ほども役所で同じような話を伺った。最も問題なのは、他の自治体との格差である。平等にするのはなかなか難しい。個人的には、自治体につかみで渡してしまってもよいと考えている。

3) 七尾市との意見交換

委員： 全壊世帯に対し、自ら再建する人、再建しない人、補修をする人の3パターンがあるが、それぞれどの程度の割合になっているか。

七尾市： 全壊が 28 件ある。そのうち新築する方が 11 件、補修は 2 件、丸々解体するのが 7 件である。そうすると新築が 3 分の 1 から半分いくかどうかで

ある。大規模半壊については、25件確定しており、新築が5件、補修が17件である。

委員： 補修の件数が多いことがわかった。これはよいことだと思うが、補修する世帯は、高齢者で年収が少なく、ローンも組めない状況の中で、本来ならば全壊なので新築するところを、止む無く補修するケースになっていると思う。

委員： 災害復興公営住宅を建設する計画はあるか。

七尾市： 現在の公営住宅の空きを活用する方向で検討している。

仮設住宅については、遠方への移住によって、被災者のコミュニティが壊れてしまう懸念があり、3箇所に分散させた。

委員： 民間の賃貸住宅はあるのか。空き家はどうか。

七尾市： 民間の賃貸住宅はあり、空き家もあり、そこへの入居を希望される方もいる。そのほか、アパートや親戚の家に移住していった住民もいる。

七尾市： 公営住宅の空き家については、4階、5階の部屋が多く、エレベーターがなく、高齢者が長期間生活するには無理がある。

民間の空き家については、居住安定経費を使った。

委員： 親戚を利用した際の謝礼に関しての適用についてはどうか。

七尾市： それはしていない。

委員： アパートを借りて避難している際には家賃の支給があるが、親戚の家への避難には家賃にあたる支給がされない事について話題になっている。

委員： 親戚の家でも賃貸契約を結ぶことを市が勧めるということもあるのではないか。

七尾市： そこで生活をするわけなので、ややこしくなると思う。そもそも長期にそこに居住し続けること自体が難しいのではないだろうか。

七尾市： 荷物も納屋も蔵も持っている。農機具も持っている。それを置くところがなくなってしまう。支援は家屋についてなされるが、そのほかの建物についてはなされない。

七尾市： 仮設に入っている方にも修理費を出していただければよいのだが。高齢のため全壊していたとしても、再建する資金のない人は、仮設に入らずに補修費をもらう選択肢を選ぶ。とても気の毒だ。

委員： 大きな家に居住してきた年配の方のための小規模な公営住宅を計画した場合、集合居住に対する抵抗については、どのように認識されているか。

七尾市： 抵抗はあると思う。納屋の一角を修理してでも元の土地に住んでいたいという住民がいるくらいである。高齢者は、今住んでいる土地の空いている場所に住むこと、あるいは、住宅を修理して住んだ方がよい。

委員： そういう人は、家を修理させて、小さな家をつくらせて戻せば良い。そ

の方がずっと居心地が良い。

委員： 仮設には 500 万かかる。500 万確保しているなら、それをその人のメニューに応じて使えばいろいろな解決方法がある。

七尾市： 用途に関して複雑すぎる現行を改善してほしい。役所の職員も混乱し、被災者も役所に何度も足を運ばなければならない。

委員： 基金の利息が自由に使えるはずである。中越の 3000 億円の 2%なら 60 億円である。それを地方自治体が自由に使う。その方がスマートなのではないか。

委員： 合併時のマスタープランと地震後の個々の対応との整合性にジレンマが生じていると思う。人口減少は、合併以前から起こっていたことだが、これを止めながらメリハリをつける、というのが合併の考え方だ。そのあたりのバランスが難しいではないだろうか。

七尾市： 平成 16 年 10 月に合併し、建設計画に基づき、まちづくりを進めてきた。総合計画をつくろうとした矢先に震災が起こった。

委員： 生活関係経費と居住関係経費の区分を廃止するという要望は、かなり強い要望として理解してよいのか。

七尾市： そのとおりである。

委員： 住民は、制度が大変複雑なので、役所の窓口は何回か来なければならない状況だと思うが、身の振り方やお金の使い方に関しては誰に相談しているのだろうか。特に、年配の方や一人暮らしの方は誰に相談しているのだろうか。

七尾市： 市の担当が相談を受けている。

委員： 窓口対応の 9 人というのは、どの部署の人なのか。

七尾市： 行革室と環境と建築と営繕、そのほか各部署からも応援がある。ほかも、例えば、家屋調査で、税務からそういう経験のある人の応援を求めた。

委員： 中越などの地方の地震を経験した自治体の職員が窓口代行や課長の下で手伝うというようなシステムはどうか。

七尾市： 応急危険度判定については、魚津市と協定を結んでいたのだから、来てもらった。3 日間協力してもらった。

委員： 被災者災害支援法に関してはどうか。

七尾市： 県から派遣してもらった。

相談は地元の職員でないと難しい。

委員： 被災証明など人手のかかるところに関しては、有効かもしれない。相談は顔見知りの方がよいだろう。

委員： 一部損壊の 1800 件については、何も問題はないのか。

委員： 今のところは支援の対象外になっている。しかし、微妙なところで一部損壊と半壊の判断が分かれる。全壊、半壊、一部損壊とでは、支援の内容

が全く違う。公平になるようにかなりの項目でチェックする点数制になっているが、かえってそれが逆公平になっている。妙な点数だから、本当なら建て替えなければならない、構造的に無理にある建物についても全壊にならない。そういった判定についてクレームがあり、これを処理するのにも大変である。

4) 輪島市門前総合支所の概況説明

委員： 全壊世帯は、この地域で再建すると考えているよいか。

輪島市： 気持ちとしては、この場所で再建したいと考えている。自分の土地が半分になってもよいかから、再建したいという住民がほとんどである。

總持寺周辺の住宅の土地は居住者の自己所有ではなく、總持寺の土地で99年の地上権である。建て直さないと地上権がなくなる。

漁業従事者は住宅ローンの借入が困難である。

委員： 自宅内の蔵や作業所に生活されている方が、応急仮設住宅にお住まいの方よりも多いのか。

輪島市： 輪島塗は結婚式などで大量に使われてきた。そういった財産を守るために、蔵の近くに住まなければならないという心理が働いていると思う。こうした財産を狙う者もいる。仮設入居者は、1年、2年帰れない。他人が敷地内に入れてしまう現状がある。こうした家には、市が警備を派遣している。仮設住宅の広さについて要望がいろいろあり、そういう人は家の方が良いという話になるが、一方で、救援物資などが仮設で配られている現状を垣間見ると、仮設に入らなかったことを少し後悔する被災者もいる。我々は、こうした格差をなくしていかなければならないと考えている。

5) 輪島市被災者との懇談

被災者： 黒島地区は海に近い場所である。今回の地震で、石垣や擁壁の被害や、地盤が沈下するといった被害が起きている。住宅被害に対する支援はあるが、宅地被害に対する支援はほとんどないと聞いている。地震で宅地に被害を受けたわけなので、何かしら支援をすべきだと思う。宅地が回復できなければ、上の建物の修復に移行できない。先日、関西大学の先生たちが、宅地被害の調査を行ったが、調査費は大学が出すが、回復は自分でやらなければならないということだった。是非、国で宅地被害に対する支援を考えてほしい。

被災者： 支援していただくと助かるが、地域全体で考えると、フルに支援を受けられる人でも200万なので、それで再建というのは難しい。いろいろと条件があり、200万円フルで支援を受けられる人は少ないと思う。

委員： 高齢者の方はどこに住みたいと考えているのか。

被災者： 子どものところに行ったとしてもなじめないと思う。実際に子どものところに行っても帰ってきた人もいる。この地方では冠婚葬祭にも家を使うので、家が大きいが、これから自分だけとすると、冠婚葬祭は外の施設を使い、住むのは1間か2間でよいと考えている人も多い。仮設は1、2年で出て行かないといけないので、仮設を出た後どうしようか悩んでいる人が多い。

委員： 木造で2戸1の公営住宅を町の中に点々と建設していくというのはどうか。

被災者： 住民から、2戸分の敷地に市営住宅を建ててほしいという意見があった。自分で新しく家を建てるのは難しいが、市営住宅を建ててもらい、そこに入居できたらよいと思う。

被災者： 何年も前から空き家になっている家がある。誰も帰ってくる予定がない。そういう家を買って取ってくればよいと思う。

委員： 仮設が1戸500万くらいかかる。ここだと全部で7億5千万くらいだと思う。それなら、そのお金を全部輪島市に渡して、後は輪島市が被災者のことを考えて自由に使ってはどうかという意見もある。そういう意見についてはどうか。

被災者： それが実現されればよいのではないかと思う。

委員： みんなの意見が一致すればよいが、商売をしている人もいれば、農業の人もいる。今までの生活の延長で公営住宅の建設などの対応をしないといけない。

委員： 仮設に500万円使うよりもテント程度にして短い期間だけ住むようにして、その分のお金を恒久住宅の再建に使えるようにした方がよいという考えもある。そのあたりはどうか。

被災者： 若い世代と老人世代のギャップがあると思う。若い世代はこの際だから建て替えた方がよいと思う。老世代は小さい家でよいと思う。

委員： 再建資金はどうしているのか。解体するにも金がかかるわけだが、どうしているのか。

被災者： 解体は市がお金を出してくれる。基本的には貯金が多いと思う。

委員： 地震保険に入っている人は多いのか。

被災者： 地震保険に入っている人は少ないと思う。

被災者： うちの地区では、JAの建更に入っている人が多かった。

被災者： 今までの家の大きさでなく、小さくてもよいから今までの場所で生活を

続けたいと思う。

被災者： 全壊、大規模半壊、一部損壊といった区分だか、これをもっと細かくしてほしい。

被災者： 20点で半壊になる。17点、18点の人は、後もう少しで半壊になるのに、おかしい。区分については、細かくしてほしい。

被災者： 隣同士でトラブルが起きている。一方では一部損壊、一方では半壊の判定で、それはおかしいというトラブルが実際に起きている。

被災者： 普通の人、最初の罹災証明で、役所のやった調査だから判定を信じる。再調査を要求するくらい強い人は稀ではないか。

被災者： 再調査を依頼したら、最初の判定が半壊だったのに、再調査で一部損壊になった。支援が少ない方に判定された。

被災者： もらえる金額が大幅に違うのでトラブルが起きる。

被災区分が3つというのは問題だと思う。最低でも5区分ぐらいあってよいと思う。

被災者： 県の上乗せ補助は使い道が限られていないが、国の制度は使い道が限られている。もっと柔軟にしてほしい。離れにも使えるようにしてほしい。

委員： 役所はすぐに金を出さない。しかし、被災者はすぐに金がほしいと思う。ここではどうか。

輪島市： このあたりは自分の畑の作物などがあるのでお金がなくても10日はもつと思う。

ここは公営住宅が160戸あるが、民間アパートがない。土地を役所が借りて、地代を被災者に払い、10年したら払い下げる、あるいは、土地を役所が買って、公営住宅を建てて、家賃をいただく、というのがよいのではないかと思う。

輪島市： 応急修理の期間が短いのも問題である。職員も不足するなかで、その期間では難しい。罹災証明を発行して3か月くらいにしてほしい。こういう地域では、調査をする人も修理を行う人も少ない。

6) 輪島市との意見交換

委員： くっついている住宅の対応が難しいというお話があったが具体的にどういうことか。

輪島市： 離れがくっついている場合、そちらの方が被害がなかったが、取り壊さなければいけないのかという問い合わせがあったということである。

くっついていれば1棟、渡り廊下でつながっているが離れている場合は2棟である。

委員： 基準はあるのか。

輪島市： 基礎の部分でみる。課税台帳と対比してみる。後でつくった建物が残っているので残したいという意向を持つ被災者もいる。

委員： 滅失率で全壊という判断をするから、後で建てた建物が残っていると滅失率が低くなるから全壊としてあげられないということか。

輪島市： そういう問題がある。土蔵が壊れているのでそこをどう判断するかというのも問題である。

委員： 土蔵はいくら壊れても住宅ではないので、支援の対象ではないはずだ。

輪島市： そうはいつでも、土蔵を居住空間として使っているという居住者の主張もある。住宅と土蔵を一体として調査をしてほしいという要望がある。

委員： 1つの住宅に複数の世帯が住んでいる場合は問題が複雑になると思うがどうか。

輪島市： 1階は共有で、2階は老夫婦、3階は若夫婦、という場合、2階と3階に玄関があれば、別世帯と認められる。被災者に事情を聞きながら判断している。世帯が別と主張されても、実際はその判断が難しい場合がある。そういう場合は、電気やガスの請求書・領収書を持ってきてもらい判断したり、区長さんに調べて証明を出してもらったりしている。一番もめるのは、居住・非居住の判定と世帯の判定である。

委員： 2世帯で同居していても、世帯として独立していれば、2世帯分もらえらるということでのいいのか。

輪島市： はっきりそう判断できればそのとおりである。

電気やガス、水道を明確に分けていれば非常にわかりやすいが、そこまでしている家は基本的には少ない。世帯を単位にしているのが、それが問題だと思う。1棟の住宅に対して支援するとした方がわかりやすいのではないかと思う。

住宅の解体費だが、できれば100%対象にしてほしい。田舎の場合、住宅が広く、解体費だけでも相当かかる。お金がなくて潰せないというケースもある。

また、大規模半壊の場合、構造上必要な部分以外は対象外とされているが、その判断が難しい点も問題である。すべて対象にした方がわかりやすいのではないかと思う。

経費区分・支払条件についてだが、結果的に上限まで使える被災者は少ない。区分や用途制限を廃止してほしい。

生活関係経費については、発生から14か月以内とされているが、住宅を再建してから家電製品などを買うわけなので、応急仮設住宅暮らしで家電製品をたくさん買ってもしようがない。できれば、その期間を居住関係とあわせてほしい。

所得制限については、1人あたりいくらという感じにできないかと思う。

自己所有の住宅の考え方だが、非居住住宅の場合であっても自己所有に

なっていれば支援できるようにしてほしい。

そのほか、制度が細かく、特に高齢者は理解できず、役所に何回も来る。もう少し簡潔にしてほしい。

委員： 応急危険度判定、罹災証明の調査があり、調査をする人がそれぞれ違うと思うが、何人くらい、何日で行ったのか。

輪島市： 概略だが、応急危険度判定は、17班（2人1班）で、石川・富山で協定を結んでいるので、その職員の応援いただき実施した。5日間かかった。被害認定については、税務経験者でないため、応急危険度判定を担当した建築担当の課職員と一緒に、また、長岡市や小千谷市など新潟の職員の応援、富山からの応援をいただいた。2週間ほどかかった。

委員： 全戸調査をしたのか。

輪島市： 応急危険度判定は、ほぼ網羅した。認定調査は、危険と判定された住宅を優先して調査を実施した。応急危険度判定では、赤（危険）を張った家で、すぐに壊せと誤解された人もいたが、そういう人には壊してしまうと被害認定が受けられないから被害認定調査を待つよう言った。

委員： 今回、災害のあった区域が限定されていたので、何とか市職員を中心にして対応できたか、広い区域に及んだ場合はやはり無理なのか。それは人数的に無理なのか、能力的に無理なのか。

輪島市： 人数的にいて無理である。また、技術的なことがわかる職員も少ない。土木や建築関係の職員は、施設の被害調査に行かなければいけないし、避難所運営の支援にもいかなければいけない。教育された人たちが応援にきていただければ助かる。

委員： 応急危険度判定と被害認定調査をダブルで実施するのは難しいということだと思う。

輪島市： 応急危険度判定で全潰れの家を情報を教えてほしいと担当にお願いした。それは、そこで全潰れとわかっていれば、全壊としてしまおうと思ったためである。そういう情報も最初に入ってこないし、全部まとまらないと出せないと言われた。一緒に調査が組み合わせられれば、もっとよかったのではないかと思う。

委員： 子どもの家に移り住むという人とこのまま住み続けるという人がおり、これから徐々に動きが出てくると思うが、お住まいの方々はこれから自分の家や土地や蔵や墓を最終的にはどうしていくのか。身辺整理の仕方をどうするのだろうか。

輪島市： 土地はおそらく売れないと思う。高齢者だけここに住み、子どもは都会に住んでいる、しかしお墓の面倒も見ないといけない、そういう場合は、子どもさんたちに力があれば、家をそのまま残しておき、墓参りのときなどに使うことがあるので残しておくと思う。また、再建する場合は大きな家ではなく、高齢者のために小さい家をここに建てるという話もある。土

地や建物を売却するというのは、資産価値もないので、起きないと思う。

委員： 子どもがいない場合はどうなるのか。

輪島市： JA に管理を委託するというのも出てきている。輪島市の中でも場所によっては売れるとは思うが、郊外部だと売れない。

輪島市： 市と県がお金を出し合って、横出し・上乘せをしており、市は1 / 3 負担している。もしこれが1 / 2 になったら、いくら県が制度をつくったとしても、市として負担できないと思う。財政力のない自治体の場合、県がいろいろ制度をつくったとしても、受け入れられない場合が出てくると思う。国の制度の中で、上乘せ程度の部分は最初から乗せていただいて対応してほしい。自治体に急に負担がかからないような仕組みをしてほしい。

いろいろな自治体に聞いてみたが、皆さん苦労している。こういう制度がありながらちゃんとできていない。

委員： 県としてもまだ被害規模が小さい方だから手厚く対応できたと思うが、金沢で被害が起きたら対応できたかどうかというのがあると思う。そういうことを考えて、国にいろいろ提案していただければと思う。被害調査についても、今回、数が少なかったから対応できたものの、数が大きくなったら対応できなかったと思う。

7) 石川県との意見交換

石川県： ある程度の支援は、県単で出さないようにしていただければと思う。

委員： 生活復興の拠点という意味とコミュニティの維持という意味で、住宅に対する支援は必要だと思う。どういう理屈があるのかということもあり、今回視察に同行した。

石川県： 任せていただければ県はちゃんと考えて対応する。

委員： 委員の皆さんは東京で起きたらどうするかということを考えている。

委員： いろいろと話をうかがったが、解体費に公費を出すところもあればないところもあり、結構格差が大きいとも感じた。

石川県： 地震の規模からいえば、新潟より石川県の方が大きい。新潟は新幹線も高速道路もあるが、この地域にはない。この地域は、特殊事情を抱えている地域なので、是非何とかしてほしい。中越地震では義援金が結構集まったが、石川県ではあまり集まっていない。

委員： 災害対策費は国の防衛費に入れたらよいと思う。必ず災害は起きるものだという前提で予算を組まないといけない。社会防衛である。

石川県： 前向きに検討、改善いただき、是非遡及適用いただければと思います。

「被災者生活再建支援制度に関する検討会」
能登半島地震被災地視察資料

制度の改善要望

穴水町

被災者生活再建支援制度に関する改善要望

(穴水町)

要望項目	現行の制度	要望の内容
1 支援制度運営ソフトの構築	各被災市町独自の方法による。	支援制度運営システム（受付け業務及び給付管理、対象者管理システムの構築、生活再建カルテ等の導入等）
2 災害直後の経験者専門チームの投入	各被災市町独自で経験者を派遣依頼	内閣府の主導により、過去の災害の支援経験者で、内閣府・県・市町の職員により編成されたチームを現地に初期投入し、支援体制の立上げを迅速に行うよう支援願いたい。
3 住宅本体への支援	住宅本体は対象外（補修費・建設費等）	支援の対象は、家電製品等の生活用品の購入費または修理費、住宅の解体費等に限られているが、被災者が最も望むのは、住宅の補修あるいは、再建の経費や原型復旧の経費であるため、これについても対象となるよう拡充願いたい。
4 収入要件・年齢要件の見直し	年収 500 万円以下（45 歳未満）、年収 800 万円（60 歳以上）等	単身世帯・複数世帯の人数等の段階的な要件の導入 (複数世帯の支援金の交付額は世帯の人数に限らず一律である。)
5 対象となる被害程度要件の見直し	全壊・大規模半壊家屋が対象	全壊・大規模半壊のみの対象要件を半壊まで拡充

要望項目	現行の制度	要望の内容
6 居住関係経費要件の緩和について	従前住宅の在していた土地での再建について対象	<p>・ 移転等(現地で住宅を再建しない場合)</p> <p>現行制度では、被災した場所での再建が基本であるが、河川沿等の被災住宅については、軟弱な地盤に再建を余儀なくされることなどから、多額な再建経費が必要となるため、同じ町内であれば、別の場所でも対象となるよう適用要件を拡充願いたい。</p>
7 解体撤去費の支給要件緩和	住宅を再建しない場合は、解体撤去費は支援の対象とならない。	<p>解体の経費については、全壊で再建が要件となっているが、再建の資力の弱い高齢者等にとっては、たいへん厳しい要件となっているため、再建の有無にかかわらず、全壊世帯については、解体費を対象とするよう要件の拡充を願いたい。併せて経費の70%要件についても拡充願いたい。</p>
8 生活関係経費・居住関係経費の区分撤廃	支給区分を生活関係経費と居住関係経費に区分し、それぞれに限度額を設ける。	<p>2つの支給区分を無くし全体で限度額を設け、被災者が使いやすい支援に改善願いたい。</p>
9 大規模半壊世帯に生活関係経費支給	大規模半壊世帯は居住関係経費のみが対象(限度額 100万円)	<p>大規模半壊世帯とは、家屋の構造上主要な補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(損壊基準判定 50%以上 70%未満)指すが、被災規模から見て生活に通常必要な物品等の故障及び破損が無いとは考えにくいことから生活関係経費の対象とされたい。</p>

<p>10 全壊世帯への補修関係経費支給適用</p>	<p>補修に係る居住関係経費は支援の対象とならない</p>	<p>全壊世帯については、補修という概念はないが、現実には、全壊世帯においても、補修により再現を図る世帯がいることから、居住関係経費(一部除去等)の対象とされたい。</p>
<p>11 所有者と居住者の関係の緩和</p>	<p>被災住宅が自己所有でない世帯については、家賃を除き支給限度額が1/2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・親子間での借屋の取り扱い <ul style="list-style-type: none"> 地域柄、一人暮らしの高齢者が多いが、現行制度では、住宅の所有名義が都会に住む子供である場合、借家として取り扱われるため、居住関係経費の限度額が1/2となる。 親子であるにも係らず借家の取り扱いとなることに、多くの被災者が納得しない。 また、住宅を再建する場合についても居住者本人でなければならぬことについても改善願いたい。 ・上記に同じく、借家の場合、大家については、まったく支援の対象とならないが、これについても検討願いたい。

5月26日 被災者生活再建支援制度に関する意見・要望

穴水町大町仮設住宅には、44世帯88人が入居しています。

65歳以上が	37人/88人
65歳～69歳	6人
70歳～79歳	17人
80歳～89歳	11人
90歳以上	3人

65歳以上2人暮らし	9世帯
65歳以上1人暮らし	11世帯
(内、70歳以上1人暮らし9世帯)	
車椅子生活者	2人
小学生	3人
中学生	2人
高校生	1人

被災者生活再建支援金について

① 家屋が全壊、半壊したことは収入に関係なく家を解体し、再建をしなければなりません。収入制限を撤廃する制度の見直しをお願いします。

② 支援金制度は、平成17年度世帯の合計収入で支給制限がありますが、どうして2年前なのですか。

2年前まで夫婦共稼ぎの家庭で、収入が800万円以上あり、国からの支援が受けられません。現在は2人とも退職して、年金受け取りの年齢に達しておらず、収入がありません。この様な例は今働き盛りを少し過ぎた団塊の世代の家庭に多く見られます。家の再建に何とかこぎつけることが出来ても、今後、老後の生活設計の見通しがたちません。

支援金支給の参考にする世帯総収入制限の撤廃、上限を上げるなどの見直しをお願いします。

「再建は自力で」との国の支援方針は無理があります。

国際貢献名目で外国に多額の支援金が使われていますが、災害を受けた自国民に100%の支援も無い状況で、多くの国際貢献は不思議です。

③ 国、県の支援は、解体した元の場所で家を再建しなければ支援を受けられませんが、町の商店街復興計画の道路拡幅で家を再建できない土地もあり、同じ町内の空き地で再建をしても支援が受けられるようにして欲しい。都市型災害と地方型災害の柔軟な支援制度を確立して欲しい。

④ 居住安定経費として住宅の解体、撤去整地費用の支援とありますが、輪島市は全額市が補助し、穴水町は解体ゴミ処理費用のみ町が負担、格差が生まれています。(5月25日現在)
輪島市門前町では能登半島地震で一番被害が多く出ましたが、全壊、半壊した家は何処の市や町の住民にとっても同じことです。
被災した自治体が連携し、住民に対して情報の一元化などそれぞれの被災地で格差が生まれない制度作りをお願いします。

自宅再建できない高齢者世帯などにも居住安定経費支援をお願いします。

⑤ 家族・親戚・地域の絆が強い能登の人たちは出来るだけ自分のことは自分でしようとしています。ボランティアなどの応援に対しても遠慮するところも多く見られました。震災直後、仮設住宅に入る気持ちを持ちながら町の避難所にも避難しないで、家の再建まで親戚の家を借りています。お礼金を出したいが支援制度がありません。

⑥ 奥能登の各市町では空家対策で町おこしをしようとしていますが、災害の緊急時に空家利用支援制度を作ってはどうか。
普段から空家を使えるように家主との間で利用許可など環境を整えておけばどうか。

⑦ 中小企業の復興基金で商店街の損壊建物や設備の復旧には復興計画に基づいた支援がありますが、穴水町の商店街では経営者の高齢化、後継者難で復興も難しいところもあり、新規に商店を出して商店街の復興に努めたいという人にも手厚い支援制度を設けて欲しい。

個人の仮店舗への支援を早期に実現して欲しい。

(集合仮店舗実現まで時間がかかり過ぎて、早く仮店舗で商売を再開しないと収入が無く、再建資金が目減りすることに不安を持ち再開意欲が失われることが心配です)

仮設住宅施設に関して

- ①強い西日に悩んでいます。日よけ、ひさしが欲しい。
玄関、洗濯干場の屋根のひさしが特に短く、風雨の強い日は室内まで雨が入ります。
- ②玄関に網戸を設置したいがレールがありません。
- ③高齢者の手押し車の置く場所がありません。
- ④車椅子生活者住宅には、室内の手すりを増やして欲しい。
- ⑤談話室近くの外部水道蛇口を設置して欲しい。
- ⑥合鍵を増やしたい（家族が多い）。
- ⑦テレビ金沢、北陸朝日放送のテレビ受信が出来ません。
- ⑧仮設住宅周辺の環境整備、のと鉄道線路脇、休耕田の雑草に悩んでいます。

仮設住宅以外で再建を目指して仮住まいしている世帯にも各種情報をお願いします。

御検討をよろしくお願い致します。

穴水町大町仮設住宅入居者一同

「被災者生活再建支援制度に関する検討会」能登半島地震視察資料

市町名：七尾市

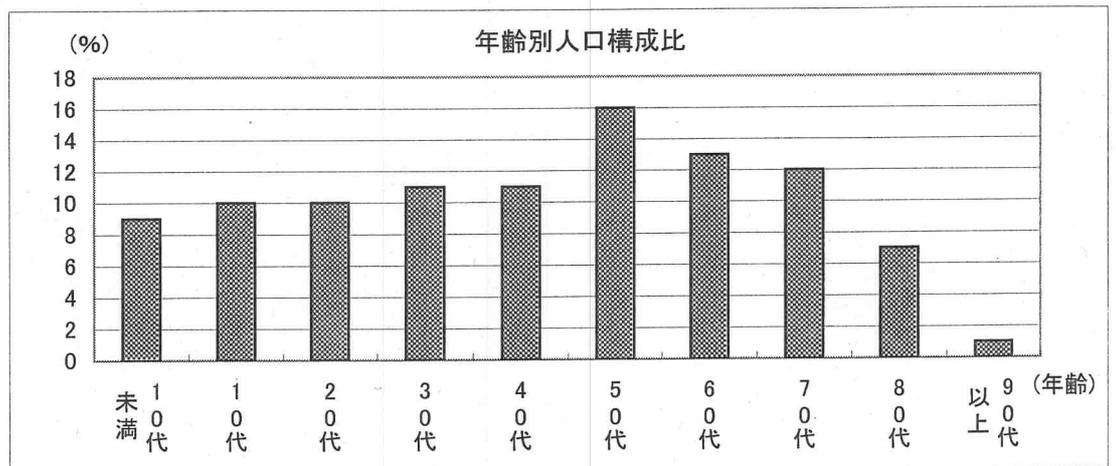
1 地域概要

※地形図

人口	世帯数	平均所得	総所得
61,564人	21,901世帯	2,618千円	72,402,174千円

産業別・就業人口			
第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計
2,135人	8,652人	20,492人	31,279人

平均年齢	年齢別人口構成比(%)										計
	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	
割合	9	10	10	11	11	16	13	12	7	1	100



平成19年5月25日現在

2 被害の概要

※被害分布図

	住家被害(棟)			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
被害棟数	52	31	176	1866

3 支援法対応状況

	相談件数	受付件数
被害棟数	727	22

応急修理制度受付件数 56

県(市)上乘せ・拡大分支援申請件 173

4 被災者生活再建支援相談窓口体制

【能登半島地震対策室】
・設置・4月4日 ・室員・9名
<業務>
・震災相談
・応急修理制度相談受付申請
・生活再建支援相談受付申請
・市単独一部解体補助相談受付
・県との連絡調整
・各市民センター申請相談窓口係との調整

【申請相談班の編制】
・支援相談班・5人1班×4班(本庁・1班・各センター・1班×3)
・罹災申請班・5人1班×1班(本庁)

市役所(本庁)

田鶴浜市民センター

中島市民センター

能登島市民センター

【窓口開設】
・4月7日～
・平日(8:30～17:15)
・土・日・祭日(9:00～17:00)

5 支援制度への要望

1) 町会が維持管理する施設復旧への支援

- ① 神社、仏閣
- ② 戦没者慰霊塔
- ③ 町会集会所
- ④ 消防器具倉庫
- ⑤ ゴミ集積場
- ⑥ 祭具倉庫

2) 住家半壊の世帯についても支援制度を適用願いたい

3) 生活関係経費について

- ・領収書が要らないということで制度的には良いと思うが、項目ごとの明細を不要とし所得に応じ一律に被災者へ支援することができないか。
- ・大規模半壊への摘要ができないか。

4) 居住関係経費

- ・金額の割には使い勝手が悪い、被災世帯の状況や将来に対する不安を取り除くため、又、制度自体をわかりやすくするためにも、解体費の支援内容を統一できないか。
(全壊で補修する場合・対象外。大規模で新築する場合・対象外)・・・応急修理は可能
- ・住居の補修・購入経費に摘要してほしい。

5) 生活・居住関係経費区分を廃止

- ・区分を廃止し、生活資金・住居の補修・購入費等再建経費として被災者が自由に使える簡単な経費に。

6) その他関係

- ・老人一人暮らし世帯で復興したいが、年金暮らしである。今後、建築ができない。
- ・家主に対する支援ができないか。空家(一人世帯で長期入院等・・・老後に帰郷)
- ・説明する職員も説明される被害者にも難しい。
- ・石川県の上乗せ経費のように金額を下げてでも一律にならないか。
- ・前年所得(今回前々年)で所得があり被災時に収入はないが対象外。

被災者生活再建支援制度に関する検討会(資料)

1 住家被害(5月26日現在)

全 壊	半 壊	一部損壊
629棟	1,495棟	12,547棟

2 被災市町の状況

被災地の能登は、過疎化や高齢化の進展が著しい地域であり、市町の財政力は極めて脆弱である。

3 支援制度の申請状況

県の受付状況(5月22日)は、合計で397人であり、うち国制度への申請は60人、県制度への申請は389人である。

4 国の現在の被災者生活再建支援制度については、

- ① 住宅本体への建設費及び補修費は対象となっていない。
- ② 年齢・所得要件が厳しいため、有効に活用できない。
- ③ 住宅兼店舗等では店舗等は対象外となっている。
- ④ 今回の被災者は、低所得の高齢者が多く、住宅も自己所有であり、現制度は、金額、対象経費、要件等の面で再建意欲を喚起しにくい制度となっている。
- ⑤ 解体・撤去費は、従前の土地で家を建設しなければ対象となっていない。など、被災者から見ると制限が多く活用しにくい制度となっている。

現制度は、どちらかといえば、自己所有の高額所得高齢者や、自己所有でない者が多い都市災害に活用しやすい制度(住宅を賃借する場合の礼金・家賃、住居の移転費等)となっている。

5 主な要望（意見）

- ① 被災者の中には、被災住宅やこの地域で生活したいとの希望を持っている方が多いが、高齢化で世帯収入が少なく、住宅の建設、修理ができないため、
⇒ 建設・購入・補修を支給対象としていただきたい。
- ② 再建意欲があっても、年齢や収入制限により、支援金支給の対象外となることが多いため、
⇒ 年齢・年収要件を緩和していただきたい。
- ③ 半壊も全壊と同様に生活再建経費が大きな負担となる場合が多いため、
⇒ 半壊の場合も支給対象としていただきたい。
⇒ 大規模半壊の場合も「生活関係経費」を対象としていただきたい。
- ④ 元の生活を取り戻すためには、個人負担が大きくなる場合が多いため、
⇒ 支給限度額の引き上げをしていただきたい。
- ⑤ 現状では、生活関係経費と居住関係経費に区分されており、手続きが煩雑、時間を要するため、
⇒ 生活関係経費と居住関係経費の区分を撤廃していただきたい。
- ⑥ また、制度自体がわかりにくく、担当職員の理解、被災者への説明に要する時間は非常に多く、早急な対応が要求される災害事務に支障が生じるため、
⇒ 居住関係経費のメニュー化、選択化による事務の簡素化をしていただきたい。
- ⑦ 生活と一体的になっている店舗や蔵などは、居住・生活に不可欠なものであるため、
⇒ 住宅兼店舗や蔵などについても、支給対象としていただきたい。
- ⑧ 現状では、従前住宅の土地で再建しない場合は解体撤去費は支給対象から除外されているが、近隣で建替えを行う場合もあるため、
⇒ 従前住宅の土地以外で再建する場合も解体撤去費を対象としていただきたい。
- ⑨ 能登半島地震の被災者は、生活再建途上の段階であり、遡及がなければ、十分な生活再建が難しいことから、
⇒ 改正された際には、遡及適用としていただきたい。